

## 第104号議案

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

### 理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行により、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)が施行されたことに伴い(令和7年10月1日)、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新宮町条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「保育士又は」を「保育士（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）又は」に改める。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第50条を第51条とし、同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されていた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則に次の見出し及び4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数

を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）を3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第14号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 小規模保育事業の区分(第28条)</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雜則(<u>第50条・第51条</u>)</p> <p>附則 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した<u>保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)を含む。)</u> <u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると</u>町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 小規模保育事業の区分(第28条)</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雜則(<u>第50条</u>)</p> <p>附則 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した<u>保育士又は</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____保育士と同等以上の知識及び経験を有すると</u>町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

3・4 (略) (職員)	3・4 (略) (職員)
第30条 小規模保育事業所A型には、保育士 <u>地域限定保育士を含む。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	第30条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略) (職員)	2・3 (略) (職員)
第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士 <u>地域限定保育士を含む。次項において同じ。)</u> その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士_____その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員)	2・3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 <u>地域限定保育士を含む。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略)	2・3 (略)

## 参考資料

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、  
記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されていた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)  
で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第51条 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士\_\_\_\_\_

その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(委任)

第50条 (略)

附 則

保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、

認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条

第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、

1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者又は地

## 参考資料

域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは  
第45条第3項又は前2条の規定により保育士と  
みなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条  
の規定の適用がないとした場合の第30条第2  
項又は第45条第2項により算定されるものを  
いう。)を3分の2以上、置かなければならな  
い。